

福岡県こどもリノベ補助金 Q & A

(令和8年度版)

目次

1. 全般	- 1 -
問 1-1 令和8年度の交付申請は、いつから、いつまで受け付けていますか。	- 1 -
問 1-2 補助金は上限以内であれば、何回も申請することができますか。	- 1 -
問 1-3 年度をまたいだ工事は補助を受けることができますか。(例えば、令和8年度に申請した工事が令和9年度に完了した場合、補助を受けることはできますか)	- 1 -
問 1-4 補助金が増額する「移住リノベ」とは何ですか。	- 1 -
2. 申請手続き	- 2 -
問 2-1 申請窓口の場所、連絡先を教えてください。	- 2 -
問 2-2 郵送でも申請できますか。	- 2 -
問 2-3 インターネットでも申請できますか。	- 2 -
問 2-4 申請書はどこで入手できますか。	- 3 -
問 2-5 申請手続きを申請者本人以外で行うことは可能ですか。	- 3 -
問 2-6 補助対象工事と補助対象外工事がある場合は、契約書や見積書を分ける必要がありますか。	- 3 -
問 2-7 申請書類の一部を訂正することは可能ですか。	- 3 -
問 2-8 工事着工後に工事の内容を変更する場合は何か手続きが必要ですか。	- 3 -
問 2-9 工事見積書の注意点はありますか。	- 3 -
3. 住宅金融支援機構【フラット 35】地域連携型のご利用	- 4 -
問 3-1 「福岡県こどもリノベ補助金」を受ける予定の人は、中古住宅の購入にあたり、住宅金融支援機構【フラット 35】地域連携型を利用することができると聞きました。手続きの進め方を教えてください。	- 4 -
4-1. 補助対象住宅(全般)について	- 5 -
問 4-1 補助対象となる住宅の要件を教えてください。	- 5 -
問 4-2 昔、新築で建てた住宅が古くなってきたので改修したいのですが、補助対象になりますか。	- 5 -
問 4-3 売買ではなく親類からの相続で取得した住宅は、補助対象になりますか。	- 5 -
問 4-4 賃貸住宅(戸建ての貸家、賃貸マンション)や社宅は、補助対象になりますか。	- 6 -
問 4-5 会社名義で購入(所有)した物件を住宅として使用する場合は、補助対象になりますか。	- 6 -
問 4-6 併用住宅(店舗等が併用する住宅)は、補助対象になりますか。	- 6 -
問 4-7 分譲マンションの共用部分の改修は、補助対象になりますか。	- 6 -

問 4-8	新築住宅は、補助対象になりますか。	- 6 -
問 4-9	別棟で建てる住宅の「離れ」、倉庫、車庫は、補助対象になりますか。	- 7 -
問 4-10	県が認める住宅支援策を実施する市町村とは、どこの市町村ですか。	- 7 -
問 4-11	耐震性を有している住宅が分かりません。確認方法を教えてください。	- 7 -
問 4-12	過去に福岡県のリノベーション補助金を受けている住宅が分かりません。 確認方法を教えてください。	- 7 -
4-2.	補助対象住宅（流通型）について	- 8 -
問 4-13	「流通型」の要件になっている「住まいの健康診断」とは何ですか。	- 8 -
問 4-14	「流通型」で、「住まいの健康診断」を要件した理由を教えてください。	- 9 -
問 4-15	「流通型」で、「住まいの健康診断」以外の住宅インスペクション（建物状況調査） を実施した中古住宅でも、補助対象になりますか。	- 9 -
問 4-16	「流通型」では、売買成約済みの中古住宅が補助対象となっていますが、 いつごろ売買成約したものが対象となりますか。	- 9 -
問 4-17	「流通型」で、中古住宅の購入前に「住まいの健康診断」を実施することが要件に なっていますが、この「購入」とはいつの日を示すのですか。	- 9 -
問 4-18	「住まいの健康診断」を受けずに中古住宅を購入しました。 購入後でも「住まいの健康診断」を受けることはできますか。	- 9 -
問 4-19	「流通型」の要件である「住まいの健康診断」は、住宅の購入前であれば、 いつ受けたものでもよいですか。	- 10 -
問 4-20	「住まいの健康診断」を受けた中古住宅かどうか確認する方法を教えてください。	- 10 -
問 4-21	「住まいの健康診断」を受けた住宅が、その後、転売された場合でも 補助を受けることができますか？	- 10 -
問 4-22	過去に福岡県のリノベーション補助金の交付を受けた住宅について、 再度「住まいの健康診断」を受けた場合は、補助対象になりますか。	- 10 -
4-3.	補助対象住宅（流通型）の「移住リノベ」について	- 11 -
問 4-23	「流通型」で、補助金が増額される「移住リノベ」の対象となる 住宅の要件は何ですか。	- 11 -
問 4-24	「移住リノベ」の場合でも、「住まいの健康診断」を実施した中古住宅でなければ、 補助対象にならないのですか。	- 11 -
問 4-25	「移住支援金」とは何ですか。	- 11 -
4-3.	補助対象住宅（持家型）について	- 12 -
問 4-26	「持家型」で要件となっている「同居」とは、どのような状況をいうのですか。 ..	- 12 -
問 4-27	若年世帯（または 子育て世帯）の世帯主の家族（配偶者や子どもなど）が、 すでに親世帯と同居している場合、その親世帯の持家は「持家型」の補助対象に なりますか。	- 12 -

問 4-28 「持家型」で要件となっている「親世帯が 100%の持分となっている住宅」とは、 どのような住宅をいうのですか。	- 12 -
問 4-29 「持家型」では、親世帯と若年世帯（子育て世帯）の共有持分の住宅は 補助対象となりますか。	- 12 -
5. 補助対象者	- 13 -
問 5-1 補助の申請が可能な対象者は、どういう人ですか。	- 13 -
問 5-2 「若年世帯」とは、どのような世帯ですか。	- 13 -
問 5-3 「子育て世帯」とは、どのような世帯ですか。	- 13 -
問 5-4 「親世帯」とは、どのような世帯ですか。	- 13 -
問 5-5 「流通型」で、補助金が増額される「移住リノベ」の対象となる 世帯主の要件は何ですか。	- 14 -
問 5-6 福岡県外から移住後、別の市町村に移住した（住所を変更した）場合は、 「移住リノベ」の対象になりますか。	- 14 -
問 5-7 福岡県外から移住後、同じ市町村内で引っ越しした（住所を変更した）場合は、 「移住リノベ」の対象になりますか。	- 14 -
問 5-8 世帯主の家族（配偶者や子どもなど）が問 5-5 の要件を満たしていなくても、 「移住リノベ」の対象になりますか。	- 14 -
6. 補助対象工事	- 15 -
問 6-1 どんな工事が補助対象となりますか。	- 15 -
問 6-2 県内事業者とはどのような業者ですか。	- 15 -
問 6-3 いつから工事に着手できますか。	- 15 -
問 6-4 事業者と契約せず自分でリノベーションする場合、工具や材料などにかかる費用は 補助対象になりますか。	- 15 -
問 6-5 外構工事は補助対象になりますか。	- 15 -
問 6-6 住宅の購入時からあった「離れ」をリノベーションする場合は、 補助対象になりますか。	- 16 -
問 6-7 他の補助金を受けている場合（または 受ける予定の場合）、 「福岡県こどもリノベ補助金」も受けることができますか。	- 16 -
■補助対象工事「性能等向上改修工事」について	- 17 -
■補助対象工事 Q & A	- 19 -

1. 全般

問 1-1 令和8年度の交付申請は、いつから、いつまで受け付けていますか。

答：令和8年度は、**令和8年4月13日（月）から受付を開始し、令和9年1月下旬**までの受付を予定しています。ただし、**県の予算額に達した場合は、その時点で受付を終了**します。
受付の期限（終了）については、あらかじめ県のホームページにてお知らせします。

- ・受付にあたり、**「事前相談」を4月1日（水）から受け付けます。**
- ・事前相談・申請は、**事前に電話で予約**してください。

【注意事項】

- ・本事業は、工事が完了した日から30日以内 または 令和8年2月28日のいずれか早い日まで
に「完了実績報告」を提出(報告)する必要があります。
- ・そのため、**受付期限内に申請された場合でも「完了実績報告」の提出(報告)が間に合わない
と判断される工事については、窓口にて申請をお断りする場合がございます**ので、その旨ご了承ください。

※詳細は、「交付申請の手引き」をご覧ください。

問 1-2 補助金は上限以内であれば、何回も申請することができますか。

答：できません。1つの住宅に対して1回限り利用可能です。

1回目の申請で上限額（50万円、「流通型」の移住リノベは75万円）に達していない場合でも2回目の申請はできません。

問 1-3 年度をまたいだ工事は補助を受けることができますか。（例えば、令和8年度に申請した工事が令和9年度に完了した場合、補助を受けることはできますか）

答：補助を受けることができません。

補助金の交付申請から完了実績報告までは、年度単位で実施する必要がありますので、十分ご注意ください。

なお、完了実績報告は、工事が完了した日から30日以内 または 令和9年2月28日のいずれか早い日までに提出(報告)する必要があります。

※詳細は、「交付申請の手引き」をご覧ください。

問 1-4 補助金が増額する「移住リノベ」とは何ですか。

答：福岡県外から県内の中古住宅を購入して移住する世帯が、住宅のリノベーションを行う場合に、補助率と上限額を増額するものです。

「移住リノベ」には、購入する住宅や、世帯および世帯主に対し、要件があります。

※詳細は、「交付申請の手引き」をご覧ください。

2. 申請手続き

問 2-1 申請窓口の場所、連絡先を教えてください。

答：福岡県 建築都市部 住宅計画課 計画係（福岡県庁7階）です。

TEL 092-643-3732

FAX 092-643-3737

メール jukeikaku@pref.fukuoka.lg.jp

※窓口では、申請書の提出前に、事前相談を受け付けています。

事前相談の様式は、福岡県のホームページで入手できます。

※事前相談・申請は、**事前に電話で予約**してください。

【福岡県ホームページ】

福岡県こどもリノベ

検索



問 2-2 郵送でも申請できますか。

答：郵送での受付も可能です。

郵送で申請される際は、発送の際、その旨、県の窓口（問 2-1 参照）へご連絡をお願いいたします。

なお、窓口より申請者に対して申請書類が到達した旨の連絡は行いませんので、申請者の責任において簡易書留やレターパック等の受領記録が取れる方法にて送付してください。

- ・申請書類に不備がある場合は、交付申請を受け付けたことにはなりません。
- ・必要に応じて、窓口より連絡を行いますので、必ず日中に連絡の取れる連絡先（電話番号）がわかるようお願いいたします。

問 2-3 インターネットでも申請できますか。

答：インターネットでの受付も可能です。

インターネットで申請される際は、「ふくおか電子申請サービス」をご利用ください。

なお、必要に応じて、窓口より連絡を行いますので、必ず日中に連絡の取れる連絡先（電話番号）がわかるようお願いいたします。

【ふくおか電子申請サービス】

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>



問 2-4 申請書はどこで入手できますか。

答：福岡県のホームページで入手できます。なお、窓口での紙での配布は行っておりません。

【福岡県ホームページ】

福岡県こどもリノベ

検索



問 2-5 申請手続きを申請者本人以外で行うことは可能ですか。

答：可能です。

ただし、代理の方が手続きを行われる場合は、委任状の提出をお願いします。

様式は任意ですが、参考様式を掲載しておりますので、ご参照ください。

問 2-6 補助対象工事と補助対象外工事がある場合は、契約書や見積書を分ける必要がありますか。

答：契約等を 2 つに分ける必要はありませんが、対象部分と対象外部分がわかる内訳明細書を必ず添付して下さい。

問 2-7 申請書類の一部を訂正することは可能ですか。

答：原則、訂正はできないため、書類を再度ご提出ください。

問 2-8 工事着工後に工事の内容を変更する場合は何か手続きが必要ですか。

答：「変更交付申請」の手続きが必要になる場合があります。まずは、変更する工事内容について、県の窓口（問 2-1 参照）へご相談下さい。

問 2-9 工事見積書の注意点はありますか。

答：以下についてご注意ください。

○必ず **内訳明細がわかるもの** を添付下さい。

○ **補助対象外工事を含む場合** は、以下の点ご注意ください。

- ・ 補助対象と補助対象外がある場合は、各々の区別がわかる表示をお願いします。
- ・ 諸経費を補助対象とする場合は、補助対象分と補助対象外分がわかるように、各々の工事費に応じた按分などにより算出をお願いします。
- ・ 値引きが記載されている場合、補助対象工事費からの値引きが考えられるため、値引き後の補助対象工事費がわかるようにお願いします。

3. 住宅金融支援機構【フラット 35】地域連携型のご利用

問 3-1 「福岡県こどもリノベ補助金」を受ける予定の人は、中古住宅の購入にあたり、住宅金融支援機構【フラット 35】地域連携型を利用することができると聞きました。手続きの進め方を教えてください。

答：「福岡県こどもリノベ補助金」の交付を受ける予定の方は、補助対象となる中古住宅の購入にあたり、住宅金融支援機構による【フラット 35】地域連携型を利用することができます。

【フラット 35】地域連携型のご利用を検討されている方は、通常とは異なる流れで「福岡県こどもリノベ補助金」の申請を行う必要があります。そのため、事前に窓口（問 2-1 参照）までご連絡ください。

【フラット 35】地域連携型とは

- 地域の住宅政策課題を解決するための積極的な取り組みを行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による住宅取得に対する補助金交付等とセットで【フラット 35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。
- 【フラット 35】地域連携型の「金利の引下げ幅」や「利用要件」等については、住宅金融支援機構の下記窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

住宅金融支援機構 九州支店 地域連携グループ
電 話：092-233-1507（直通）
受付時間：平日 9 時から 17 時

4-1. 補助対象住宅（全般）について

問 4-1 補助対象となる住宅の要件を教えてください。

答：以下に示す「流通型」・「持家型」の、それぞれ要件の満たす住宅が補助対象となります。

※各要件の注意点や確認方法については、「**交付申請の手引き**」をご覧ください。

流通型：若年世帯（または 子育て世帯）が自ら居住するために購入した「**住まいの健康診断**」を実施した**中古住宅**

問 4-13 をご確認ください

※以下①～⑤を**全て満たす**中古住宅である必要があります。

※補助金が増額する**移住リノベ**は、さらに⑥を**満たす**必要があります。

- | |
|---------------------------------------|
| ① 購入前に「住まいの健康診断」を実施した住宅である |
| ② 令和 5 年（2023 年）4 月 1 日以降に売買成約した住宅である |
| ③ 県が認める住宅支援策を実施する市町村内に存する住宅である |
| ④ 過去に福岡県のリノベーション補助金を受けていない住宅である |
| ⑤ リノベーション工事完了後に耐震性を有する住宅である |
| ⑥ 移住リノベ対象市町村 内に存する住宅である |

持家型：若年世帯（または 子育て世帯）が、これから同居する親世帯が所有する持家

※以下①～⑥を**全て満たす**住宅である必要があります。

- | |
|----------------------------------|
| ① 補助金の交付申請後に同居する親世帯の持家である |
| ② 登記上、親世帯が 100%の持分となっている住宅である |
| ③ リノベーション工事完了後に床面積 100 ㎡以上の住宅である |
| ④ 県が認める住宅支援策を実施する市町村内に存すること |
| ⑤ 過去に福岡県のリノベーション補助金を受けていない住宅である |
| ⑥ リノベーション工事完了後に耐震性を有する住宅である |

問 4-2 昔、新築で建てた住宅が古くなってきたので改修したいのですが、補助対象になりますか。

答：問 4-1 にある「流通型」（「住まいの健康診断」を行って購入した中古住宅）や、「持家型」（これから同居する親世帯の持家）でなければ、補助対象にはなりません。

問 4-1 にある「流通型」と「持家型」のそれぞれの要件をご確認ください。

問 4-3 売買ではなく親類からの相続で取得した住宅は、補助対象になりますか。

答：補助対象にはなりません。

問 4-1 にある「流通型」と「持家型」のそれぞれの要件をご確認ください。

問 4-4 賃貸住宅（戸建ての貸家、賃貸マンション）や社宅は、補助対象になりますか。

答：補助対象になりません。

問 4-1 にある「流通型」と「持家型」のそれぞれの要件を満たす住宅が対象です。

問 4-5 会社名義で購入（所有）した物件を住宅として使用する場合は、補助対象になりますか。

答：補助対象になりません。

問 4-1 にあるとおり「流通型」の対象は、若年世帯（または 子育て世帯）が自ら居住するために購入した中古住宅になります。会社名義の物件は、若年世帯（または 子育て世帯）が自ら居住するための住宅とはみなしません。

また、交付申請できるのは、若年世帯（または 子育て世帯）の世帯主になります。

問 4-6 併用住宅（店舗等が併用する住宅）は、補助対象になりますか。

答：併用住宅の場合は、店舗等の用に供する部分の床面積が建築物全体の延床面積（住宅用車庫及び物置の面積を除く。）の2分の1未満の住宅であれば、補助対象となります。

ただし、住居部分の工事のみが補助対象となります。屋根の工事などで、住居部とその他の部分の工事が分けられない場合は、床面積で按分して対象工事費を算出して下さい。

問 4-7 分譲マンションの共用部分の改修は、補助対象になりますか。

答：分譲マンションは、人の居住の用に供する専有部分（建物の区分所有等に関する法律第2条第3項に規定する専有部分をいう。）は、補助対象になります。

ただし、専有部分以外の共用部分（バルコニー、外壁、窓、玄関ドア本体、構造躯体など）は、補助対象になりません。

問 4-8 新築住宅は、補助対象になりますか。

答：補助対象になりません。

問 4-9 別棟で建てる住宅の「離れ」、倉庫、車庫は、補助対象になりますか。

答：補助対象になりません。

別棟で建てるものは、この補助金では新築工事とみなしますので、補助対象外となります。
ただし、「高い開放性を有する車庫」の新設については、補助対象となる場合があります。

【「高い開放性を有する車庫」の新設をご検討されている場合】

- ・ 次の①～④を全て満たすものを「高い開放性を有する車庫」として補助対象とします。
- ・ 次の①～④が確認できる図面をご準備いただき、必ず交付申請前に県に事前相談をしてください。

- ① 外壁を有しない部分が連続して4 m以上であること
- ② 柱の間隔が2 m以上であること
- ③ 天井の高さが2. 1 m以上であること
- ④ 地階を除く階数が1 であること

具体的には、寸法が入った平面図や立面図になります。施工する事業者にご確認ください。

問 4-10 県が認める住宅支援策を実施する市町村とは、どこの市町村ですか。

答：令和8年度は、県内全ての市町村で住宅支援策を実施する予定です。

そのため、「県が認める住宅支援策を実施する市町村」は、全市町村になります。

問 4-11 耐震性を有している住宅が分かりません。確認方法を教えてください。

答：購入した住宅であれば、購入時の不動産事業者（仲介事業者）にご確認ください。

ご自身で耐震性を確認する必要がある場合は、「交付申請の手引き」に確認方法を記載していますので、ご覧ください。

問 4-12 過去に福岡県のリノベーション補助金を受けている住宅が分かりません。確認方法を教えてください。

答：「過去に」とは、平成 28 年度から現在までの間となります。

「福岡県のリノベーション補助金」とは、以下の補助金です。

- 平成 28 年度から令和 5 年度までは
⇒「福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業補助金」
- 令和 6 年度からは
⇒「福岡県こどもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業補助金」
(通称：「福岡県こどもリノベ補助金」)

平成 28 年度から現在までの間に、上記の補助金の交付を受けたことがある住宅は、県から「補助金額確定通知書（様式第 6 号）」が発行されていますので、購入時の不動産事業者（仲介事業者）を通じて、売主（住宅の前所有者）にご確認ください。

ご不明な場合は、事前に県の窓口（問 2-1 参照）までご相談ください。

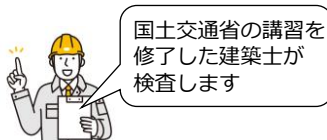
4-2. 補助対象住宅（流通型）について

問 4-13 「流通型」の要件になっている「住まいの健康診断」とは何ですか。

答：「住まいの健康診断」は、**購入前の中古住宅**に対して、住まいの専門家が建物検査を行い、**建物の状態を明らかにする**制度です。

購入する前に建物の状態が明らかになりますので、購入後のトラブルを減少させることができます。

購入前の中古住宅



【検査の様子】



床の傾きをチェック



基礎配筋をチェック

【報告書の鏡】



- 「住まいの健康診断」を実施した中古住宅には検査結果をまとめた報告書が発行されています
※実施の有無は、売買時の仲介事業者にご確認ください
- 報告書の真ん中に、このマークがついています
- 報告書の下に「福岡県建築住宅センター」と記載されています

「住まいの健康診断」は、官民の団体が構成する「住宅市場活性化協議会」において、検査の内容や方法等の検討を重ねて作った制度です。官民連携で「住まいの健康診断」の普及を図っています。

【住宅市場活性化協議会】

福岡県が発起人となり、官民が連携し、中古住宅市場・リフォーム市場の活性化を図ることを目的に設立された協議会。活動内容は協議会のホームページをご覧ください。

【構成団体】

福岡県商工会議所連合会 / (公社)福岡県宅地建物取引業協会
 (公財)日本賃貸住宅管理協会 九州ブロック / (一社)福岡県建設業協会
 (一社)日本住宅リフォーム産業協会 九州支部 / 西部ガス(株)
 (公社)全日本不動産協会 福岡県本部 / (公社)福岡県不動産鑑定士協会
 福岡中小建設業協同組合 / 福岡県建設関連産業協議会
 TOTO(株) 九州支社 / (独)住宅金融支援機構 九州支店
 (一財)福岡県建築住宅センター / 北九州市 / 福岡市 / 福岡県



住宅市場活性化協議会

検索

「住まいの健康診断」は、「住宅市場活性化協議会」が認定した事業者である（一財）福岡県建築住宅センターが実施しています。

お申込みの方法等は、**売買時の仲介事業者を通じて**、下記の窓口までお問い合わせください。

「住まいの健康診断」の【受付窓口・お問い合わせ】

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 企画情報部

住 所 : 福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 東オフィス3階

電 話 : 092-781-5169

メール : kikaku@fkjc.or.jp

住まいの健康診断

検索



問 4-14 「流通型」で、「住まいの健康診断」を要件した理由を教えてください。

答：問 4-13 のとおり、「住まいの健康診断」は、中古住宅を購入する前に、建物の状態が明らかにすることで、購入後のトラブルを減少させることができる検査制度です。

この検査制度が県内に広く普及することが、中古住宅の安心取引につながります。

そのため、中古住宅の安心取引を推進することを目的に、中古住宅の購入前に「住まいの健康診断」を実施することを「流通型」の要件としています。

問 4-15 「流通型」で、「住まいの健康診断」以外の住宅インスペクション（建物状況調査）を実施した中古住宅でも、補助対象になりますか。

答：補助対象になりません。

問 4-13、問 4-14 のとおり、福岡県では「住まいの健康診断」を県内に広く普及させるため、「住まいの健康診断」の実施を「流通型」の要件としています。

問 4-16 「流通型」では、売買成約済みの中古住宅が補助対象となっていますが、いつごろ売買成約したものが対象となりますか。

答：令和 8 年度の申請を行う中古住宅については、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日以降に売買成約したものが対象です。

※建物の全部事項証明書（登記簿謄本）の権利部（甲区）に記載されている売買の日付が、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日以降となっているか、ご確認ください。

※具体的な確認方法は、「交付申請の手引き」をご覧ください。

問 4-17 「流通型」で、中古住宅の購入前に「住まいの健康診断」を実施することが要件になっていますが、この「購入」とはいつの日を示すのですか。

答：建物の全部事項証明書（登記簿謄本）の権利部（甲区）に記載されている売買の日付を、購入した日とします。

この購入した日が、「住まいの健康診断」の調査日より後の日となっている必要があります。

※具体的な確認方法は、「交付申請の手引き」をご覧ください。

問 4-18 「住まいの健康診断」を受けずに中古住宅を購入しました。購入後でも「住まいの健康診断」を受けることはできますか。

答：「住まいの健康診断」は、中古住宅を購入する前に建物状況調査を行い、建物の状態が明らかにすることで、中古住宅の安全安心な取引を推進する検査制度です。

そのため、中古住宅購入後に「住まいの健康診断」を受けることはできません。

問 4-19 「流通型」の要件である「住まいの健康診断」は、住宅の購入前であれば、いつ受けたものでもよいですか。

答：平成 23 年度以降に受けた「住まいの健康診断」であればよいです。

問 4-20 「住まいの健康診断」を受けた中古住宅かどうか確認する方法を教えてください。

答：まずは、住宅の購入に係る媒介契約を結んだ不動産事業者（仲介事業者）にお問合わせください。

ご不明な場合は、**不動産事業者（仲介事業者）を通じて**、「住まいの健康診断」の実施事業者である（一財）福岡県建築住宅センターまでお問合わせください。

【問合せ先】（一財）福岡県建築住宅センター 企画情報部 電話 092-781-5169

問 4-21 「住まいの健康診断」を受けた住宅が、その後、転売された場合でも補助を受けることができますか？

答：平成 23 年度以降に「住まいの健康診断」を受けられた物件は、転売されたものでも補助を受けることができます。

ただし、過去に福岡県のリノベーション補助金を受けた物件を転売にて購入された場合は、再度、補助を受けることはできません。

問 4-22 過去に福岡県のリノベーション補助金の交付を受けた住宅について、再度「住まいの健康診断」を受けた場合は、補助対象になりますか。

答：補助金は1 つの住宅に対して 1 回限り利用可能です。一度補助を利用した住宅は、再度「住まいの健康診断」を受けて頂いても、補助対象とはなりません。

4-3. 補助対象住宅（流通型）の「移住リノベ」について

問 4-23 「流通型」で、補助金が増額される「移住リノベ」の対象となる住宅の要件は何ですか。

答：次の①～⑥を全て満たす中古住宅である必要があります。

- ① 購入前に「住まいの健康診断」を実施した住宅である
- ② 令和5年（2023年）4月1日以降に売買成約した住宅である
- ③ 県が認める住宅支援策を実施する市町村内に存する住宅である
- ④ 過去に福岡県のリノベーション補助金を受けていない住宅である
- ⑤ リノベーション工事完了後に耐震性を有する住宅である
- ⑥ **移住リノベ対象市町村** 内に存する住宅である

移住リノベ対象市町村 とは、「移住支援金」を支給する事業を実施する市町村 になります。

令和8年度は、以下の **31** 市町村

北九州市	大牟田市	久留米市	飯塚市	田川市	柳川市	八女市	筑後市
大川市	豊前市	宗像市	古賀市	うきは市	嘉麻市	みやま市	
粕屋町	芦屋町	岡垣町	小竹町	桂川町	東峰村	大刀洗町	広川町
香春町	川崎町	大任町	福智町	苅田町	みやこ町	上毛町	築上町

問 4-24 「移住リノベ」の場合でも、「住まいの健康診断」を実施した中古住宅でなければ、補助対象にならないのですか。

答：問 4-23 のとおり、「住まいの健康診断」を実施した中古住宅が、補助対象です。

問 4-25 「移住支援金」とは何ですか。

答：「移住支援金」は、福岡県に移住し、一定の支給要件を満たす方に、支援金を支給する制度です。

実施する市町村によって、支給要件や支援金の額が異なります。

概要をお知りになりたい方は、まずは福岡県のホームページをご覧ください。

福岡県 移住支援金

検索



4-3. 補助対象住宅（持家型）について

問 4-26 「持家型」で要件となっている「同居」とは、どのような状況をいうのですか。

答：「同居」とは、以下の状況を示します。

『申請者である若年世帯（または 子育て世帯）の世帯主が、親世帯と同じ住宅内に居住し、住民票も同一住所になっていること。』

そのため、補助金の交付申請日より前の日に、すでに若年世帯（または 子育て世帯）の世帯主が同居している場合は、補助対象にはなりません。

問 4-27 若年世帯（または 子育て世帯）の世帯主の家族（配偶者や子どもなど）が、すでに親世帯と同居している場合、その親世帯の持家は「持家型」の補助対象になりますか。

答：補助対象となります。

ただし、交付申請後に、世帯主の方が親世帯に同居する必要があります。

問 4-28 「持家型」で要件となっている「親世帯が 100%の持分となっている住宅」とは、どのような住宅をいうのですか。

答：「親世帯が 100%の持分となっている住宅」とは、登記上、親世帯のみの持分となっている住宅をいいます。

なお、「親世帯」とは、以下の世帯を示します。

『若年世帯・子育て世帯の世帯主・配偶者の「直系尊属」がいる世帯』

※「直系尊属」とは、自分より上の世代の直系親族をいいます（父母や祖父母など）。

⇒「親世帯」については、問 5-4 でご確認ください。

問 4-29 「持家型」では、親世帯と若年世帯（子育て世帯）の共有持分の住宅は補助対象となりますか。

答：補助対象にはなりません。

問 4-1、問 4-28 のとおり、「持家型」は、親世帯が 100%の持分となっている住宅が対象です。そのため、若年世帯・子育て世帯の世帯主・配偶者やその直系尊属以外（叔父・叔母、兄弟・姉妹など）が、少しでも持分を持つ住宅は、補助対象にはなりません。

※建物の全部事項証明書（登記簿謄本）の権利部（甲区）「権利者その他の事項」が親世帯だけの持分の住宅となっているか、ご確認ください。

※具体的な確認方法は、「交付申請の手引き」をご覧ください。

5. 補助対象者

問 5-1 補助の申請が可能な対象者は、どういう人ですか。

答：補助対象者（補助金の申請ができる方）は、以下に示す世帯の世帯主です。

ただし、暴力団員等は、対象者となりません。

流通型	若年世帯、子育て世帯	⇒定義は、問 3-2、3-3 を参照
持家型	若年世帯、子育て世帯、親世帯	⇒定義は、問 3-2、3-3、3-4 を参照

問 5-2 「若年世帯」とは、どのような世帯ですか。

答：令和8年4月1日時点で、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）との年齢の合計が 80 歳以下である世帯をいいます。

※交付申請をする日の時点で 80 歳を超えていても、令和8年4月1日時点で 80 歳以下であれば対象となります。

問 5-3 「子育て世帯」とは、どのような世帯ですか。

答：以下の① または ②の世帯をいいます。

①令和8年4月1日時点で同居者に 18 歳未満の者がいる世帯

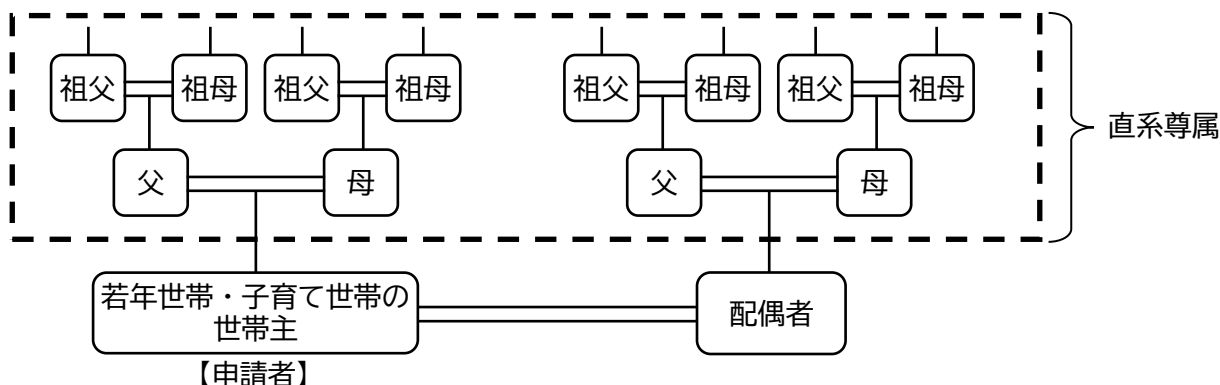
※交付申請をする日の時点で 18 歳でも、令和8年4月1日時点で 18 歳未満（17 歳以下）であれば対象となります。

②交付申請をする日の時点で妊娠している者がいる世帯

問 5-4 「親世帯」とは、どのような世帯ですか。

答：若年世帯・子育て世帯の世帯主・配偶者の「直系尊属」がいる世帯をいいます。

※「直系尊属」とは、父母や祖父母など、自分より上の世代の直系親族をいいます。



問 5-5 「流通型」で、補助金が増額される「移住リノベ」の対象となる世帯主の要件は何ですか。

答：まず、問 3-1 のとおり、若年世帯（または 子育て世帯）の世帯主が補助対象者です。
さらに、その世帯主が、以下の要件を満たす必要があります。

世帯主が、次の **A** または **B** のいずれか であること。

- A** 交付申請の時点で、福岡県外に居住中 かつ 交付申請後に移住リノベ対象市町村に移住予定であること。
- B** 世帯主が、交付申請の時点で移住リノベ対象市町村に居住中 かつ 交付申請の時点で福岡県外から移住して1年以内であること。

※具体的な確認方法は、「交付申請の手引き」をご覧ください。

問 5-6 福岡県外から移住後、別の市町村に移住した（住所を変更した）場合は、「移住リノベ」の対象になりますか。

答：補助対象になりません。

問 5-7 福岡県外から移住後、同じ市町村内で引っ越しした（住所を変更した）場合は、「移住リノベ」の対象になりますか。

答：補助対象になります。

問 5-8 世帯主の家族（配偶者や子どもなど）が問 5-5 の要件を満たしていなくても、「移住リノベ」の対象になりますか。

答：補助対象になります。問 3-5 のとおり補助申請者である若年世帯（または 子育て世帯）の世帯主だけの要件となります。

そのため、世帯主のご家族（配偶者やお子さまなど）は、問 3-5 の要件を満たしていなくも構いません。

6. 補助対象工事

問 6-1 どんな工事が補助対象となりますか。

答：リノベーション工事のうち、住宅（附属する建築設備を含む。）の性能 または 機能を向上させるための質の向上に資する改修工事として、このQ & AのP17、P18 に掲げる「性能等向上改修工事」が補助対象工事です。

「性能等向上改修工事」のうち、県内事業者が請け負う 30 万円以上の工事が対象となります。

問 6-2 県内事業者とはどのような業者ですか。

答：県内の個人事業者または県内に本店若しくは支店(※)を有する法人事業者のことをいいます。

※請負契約書（請書）において請負者の住所（所在地）が県内にある支店

問 6-3 いつから工事に着手できますか。

答：交付申請後に県から「交付決定通知書」が発行されますので、その通知書に記載している日付（交付決定日）以降に工事を着工してください。交付決定日より前に工事を着工した場合は補助金を受け取ることができません。

なお、工事の契約は、交付決定日より前に締結しても問題ありません。

問 6-4 事業者と契約せず自分でリノベーションする場合、工具や材料などにかかる費用は補助対象になりますか。

答：補助対象になりません。

このQ & AのP17、P18に示す「性能等向上改修工事」のうち、県内事業者が請け負う30万円以上の工事が対象です。

問 6-5 外構工事は補助対象になりますか。

答：原則、外構工事は補助対象になりません。

※外構工事とは、敷地内の建物以外の工事であり、具体的には、住宅に付帯する構造物（門・塀等）、舗装、排水（側溝、浄化槽など）、植栽などに関する工事をいいます。

ただし、「性能等向上改修工事」に該当する外構工事は対象です。具体的には、屋根のない駐車場の舗装（※既存の舗装部分と合わせて40 m²までに限ります）、屋外スロープの設置、防犯性の向上に資する門扉の設置などです。

なお、「高い開放性を有する車庫」の新設については、補助対象となる場合がありますが、ご検討されている方は、必ず交付申請前に県に事前相談をしてください。

⇒詳細は、7ページの「問4-9」をご参照ください。

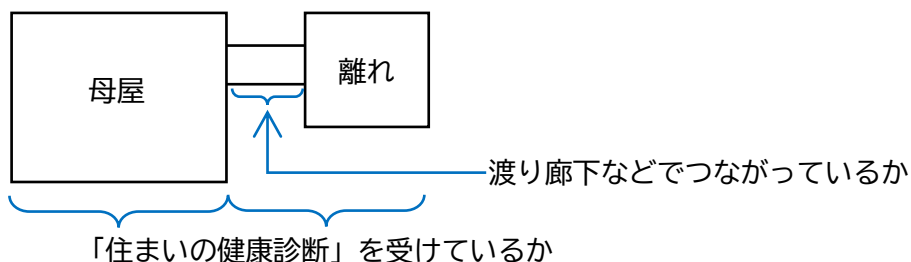
問 6-6 住宅の購入時からあった「離れ」をリノベーションする場合は、補助対象になりますか。

答：補助対象になりません。

ただし、以下の「離れ」は、補助対象となる場合があります。

- ・ 渡り廊下などで「母屋」とつながっていること。
- ・ 「母屋」だけでなく「離れ」の部分も「住まいの健康診断」を受けていること。

この場合、事前に県の窓口（問 2-1 参照）までご相談ください。



問 6-7 他の補助金を受けている場合（または 受ける予定の場合）、「福岡県こどもリノベ補助金」も受けることができますか。

答：他の補助制度にて補助を受けている（受ける予定の）工事に対して、重ねて「福岡県こどもリノベ補助金」を受け取ることはできません。

ただし、工事部分、工事費用が明確に切り分けられる場合で、他の補助制度による補助金の交付を受けない部分の工事は対象です。

■補助対象工事「性能等向上改修工事」について

(1) 居住性向上改修

工事種別	具体的工事内容
広さ・間取りの変更	広さまたは間取りの変更に伴う間仕切り壁の撤去 等 ※間仕切り壁撤去は、撤去後も耐震性を有することが確認できる資料の提出が必要となります。
増築	子ども部屋等の増築
収納スペースの設置	収納スペース（工事を伴うものに限る）の設置
三点給湯への対応	キッチン、浴室、洗面所での給湯を可能にするもの
駐車場の設置	新設、増設、改修 ※駐車場の舗装工事は、既存の舗装部分と合わせて40 m ² までに限ります。 ※別棟での「車庫」の新設は補助対象外です。 ただし、「高い開放性を有する車庫」の新設は補助対象になる場合があります。ご検討されている場合は、 <u>必ず交付申請前に県に事前相談をしてください。</u> ⇒詳細は、7ページの「問4-9」をご覧ください。
屋外スロープの設置	新設 等
手すりの設置	バルコニー、窓または階段等に転落防止のための手すりを設置
その他子育てに資する改修	可動式間仕切壁の設置、アイランドキッチンへの改修 等

(2) 長寿命化改修

工事種別	具体的工事内容
耐久性向上改修	屋根、外壁、設備配管等の耐久性を <u>従来より向上させるもの</u>
防水性向上改修	屋根、外壁、浴室等の防水性を <u>従来より向上させるもの</u>

(3) 省エネルギー改修

工事種別	具体的工事内容
断熱改修	窓、外壁、屋根・天井、床の断熱性能を <u>従来より向上させるもの</u>
遮熱改修	窓、屋根、外壁の遮熱性能を <u>従来より向上させるもの</u>
省エネルギー等設備機器の設置	省エネルギー等設備機器（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽 等）の設置 ※太陽光発電システム、高効率給湯器の設置は対象外です。

< 次ページに続く >

(4) 防犯性向上改修

工事種別	具体的工事内容
窓の改良	C P 登録（防犯性の高い建物部品）のガラスの設置、四方枠付き面格子の設置、補助鍵の設置、窓ガラス全面への防犯フィルムの貼付
玄関・勝手口の改良	C P 登録（防犯性の高い建物部品）のドアの設置、玄関・勝手口を照らす照明の設置
住宅まわりの改良	門扉の設置、防犯カメラの設置、センサーライトの設置、録画機能付きテレビドアホンの設置、玉砂利の敷き詰め 等

(5) 新しい生活様式対応改修

工事種別	具体的工事内容
住宅内にウイルスを持ち込まないための改修	玄関付近への手洗い場の設置、固定式の宅配ボックスの設置、モニター付きインターホンの設置 等
住宅内の感染拡大を防止する改修	自動水栓の設置、網戸の設置、換気扇の設置、換気機能付きエアコンの設置、玄関ドアの換気対策（通風式ドアへの取換え、玄関網戸の設置 等）、抗菌・抗ウイルス素材への取換え（手すり、壁材、床材）、自動開閉式便座への交換、トイレの増設（2箇所目）、シャワールームユニットの設置、通風式シャッターの設置 等
リモートワークやオンライン授業に対応する改修	ワーキングスペース確保のための間仕切り設置、ワーキングスペースの増築、防音対策、情報コンセント（LAN）の設置 等

(6) バリアフリー改修

工事種別	具体的工事内容
手すりの設置	浴室、脱衣室、トイレ、玄関、廊下、階段等における手すりの設置
段差の解消	浴室、脱衣所、トイレ、玄関、廊下、階段等における段差の解消
廊下等の幅の拡幅	廊下、出入口の幅の拡幅
階段勾配の緩和	従来より階段勾配を緩和させるもの
浴室の改良	浴室の床面積の増加、従来よりまたぎの低い浴槽への変更 等
トイレの改良	トイレの床面積の増加、和式から洋式への便器の変更 等
出入口の戸の改良	開戸から引戸・折戸への変更、ドアノブからレバーハンドル等への変更 等
床材料の改良	浴室、脱衣室、トイレ、玄関、廊下、階段等における滑りにくい床材への変更

■補助対象工事 Q & A

※以下は、補助対象工事に該当するか、よくご質問いただくものを抜粋したものです。

※以下に記載されていないもので、補助対象工事に該当するかご質問したい場合は、
県の窓口（問 2-1 参照）までご相談ください。

NO	工事内容	補助対象の該当有無
1	外壁・屋根の塗り替え	△ 現在塗られている塗料から性能が向上しない塗り替えは対象外です。例えば、ただ見た目を良くするための塗り替えは対象外です。 ただし、塗り替えによって、外壁の性能、例えば、耐久性・耐候性・防水性（※1）や遮熱性（※2）が向上する場合は補助対象となります。 ※1：耐久性・耐候性・防水性が向上する場合は「長寿命化改修」 ※2：遮熱性が向上する場合は「省エネルギー改修」 そのため、現在塗られている塗料がどのようなものであるか、塗り替える塗料の性能（耐久性・耐候性・防水性や遮熱性）がわかる資料（塗料の性能がわかるカタログの写しなど）をご提出いただく必要があります。
2	外壁材・屋根材の張り替え	△ 上記1と同じ考え方になります。
3	外壁・屋根のひび割れ・欠損の補修	△ 外壁のひび割れ、欠損を補修するだけの工事は対象外です。 ただし、上記1・2にあるような外壁・屋根の性能を向上させる塗り替えや交換を行うために必要な下地処理として行うひび割れ・欠損の補修は対象となります。
4	網戸の取付・交換	△ 現在設置されている網戸レールの改修、網戸枠の改修、網の張り替えは対象外です。 また、現在、網戸レールがある窓に、網戸を取付ける工事も対象外です。 ただし、「新しい生活様式対応改修」（住宅内の感染拡大を防止する改修）として、これまで網戸レールが無かった窓に、網戸レールと網戸を新規に取付ける工事は対象となります。
5	エアコンの設置	△ 家電製品の購入設置は対象外です。 ただし、「新しい生活様式対応改修」（住宅内の感染拡大を防止する改修）として、換気機能が付いたエアコンの設置は対象となります。 そのため、換気機能が付いたエアコンが向上するかがわかる資料（塗料の性能がわかるカタログの写しなど）をご提出いただく必要があります。

NO	工事内容	補助対象の該当有無
6	内装（クロス、床、天井）の張替	△ 単なる内装の張替であれば、対象外です。 「居住性向上改修」として、広さや間取りの変更を図る工事に伴う場合、または「新しい生活様式対応改修」（住宅内の感染拡大を防止する改修）として、抗菌・抗ウイルス素材への変更工事に伴う場合は、補助対象になります。
7	和室を洋間にするための床の張替	△ 単なる床の張替であれば、対象外です。 ただし、「バリアフリー改修」として、段差の解消を図る改修工事であれば、補助対象になります。
8	畳・襖の交換、貼り換え	× 単なる畳・襖の交換、貼り換えは、対象外です。 ただし、「バリアフリー改修」として、段差の解消を図る改修工事や、「居住性向上改修」または「新しい生活様式対応改修」として、居住世帯にふさわしい広さ・間取りの変更を図る改修工事に伴って行う工事であれば、補助対象になります。
9	換気扇の設置	△
10	ガス・IH調理器の設置	△ 単なるガス・IH調理器の設置は、対象外です。 ただし、「居住性向上改修」（子育てに資する改修）として、子どもの見守りのためのアイランドキッチン等にするための工事で、ビルトイン式のガス・IH調理器が設置されたシステムキッチンに更新する場合は、その調理器の費用も補助対象となります。
11	間仕切り位置の変更	○ 「居住性向上改修」または「新しい生活様式対応改修」として、居住世帯にふさわしい広さや間取りの変更を図る改修工事であれば、補助対象になります。 ・ 2部屋を1部屋に変更する場合 ・ 1部屋を2部屋に変更する場合
12	キッチンの更新	△ 単なるキッチンのみの更新は、対象となりません。 例えば、「居住性向上改修」として行う間取りの変更に伴うキッチンの更新であれば補助対象となります。
13	トイレにウォシュレットの設置	△ 「バリアフリー改修」として行う和式から洋式への便器の変更や暖房便座の設置と併せて設置するのであれば補助対象になります。また、「省エネルギー改修」として節水トイレへの改良と併せて設置する場合や「新しい生活様式対応改修」として行う自動開閉式便座への交換やトイレの増設に伴う設置の場合も補助対象となります。
14	トイレに暖房便座の設置	○ 「バリアフリー改修」として、トイレの改良を図る場合や、「新しい生活様式対応改修」として自動開閉式便座への交換やトイレの増設に伴う設置の場合であれば補助対象になります。

NO	工事内容	補助対象の該当有無
15	増築、一部改築工事	△ 例えば、「居住性向上改修」または「新しい生活様式対応改修」を目的として、増築、または一部改築を行う部分は、補助対象となります。(確認済証、検査済証が法令上必要な工事は、当該資料の添付が必要になります。) ただし、別棟での増築工事は、新築工事とみなしますので、対象外です。 ⇒詳細は、7ページの「問4-9」をご覧ください。
16	LED 照明の設置	○ 「省エネルギー改修（省エネルギー等設備機器の設置）」、または「新しい生活様式対応改修」としてワーキングスペース確保のために必要な照明の設置の場合は補助対象となります。 ただし、LED 電球への交換のみは、対象となりません。
17	節水型トイレの設置	○ 節水型大便器で、洗浄水量が、6.5L（リットル）以下のものは、省エネルギー等設備機器の設置として、補助対象となります。
18	ユニットバスの設置	○ 例として、以下のような工事内容を実施するにあたり、補助対象となります。 「バリアフリー改修」の場合 (例) 浴室の改良 ・浴室の床面積の増加となる改修 ・従来よりまたぎの低い浴槽へ変更するための改修 (例) 段差の解消 ・浴室内の段差を解消するための改修 ・浴室と脱衣室の段差を解消するための改修 「省エネルギー改修」の場合 (例) 省エネルギー等設備機器の設置 ・高断熱浴槽の設置をするための改修（※4時間後の湯の低下温度が2.5℃以内）
19	雨どい（金具含む）の交換	△ 性能が向上しない交換は対象外となります。 「長寿命化改修」として、性能（耐久性や防錆性など）が向上するかどうかを確認するため、現況の材料がどのようなものであるか、交換する材料でどれだけ性能が向上するかがわかる資料の添付が必要となります。
20	家具・収納棚・食器棚・下駄箱の設置	× 対象外となります。

N0	工事内容	補助対象の該当有無	
21	耐震改修（補強）工事	×	県では別途、木造戸建て住宅の耐震改修工事に対する助成事業を実施する市町村を通じて、助成する制度を実施しています。耐震改修工事の助成については、各市町村へお問い合わせ下さい。
22	太陽光発電設置工事	×	対象外となります。
23	高効率給湯器（エコキュート、エネファームなど）の設置	×	対象外となります。
24	シロアリ予防、駆除	×	現状維持・現状復旧（材料や設備の質や機能が向上しない修理・修繕）であり、対象外となります。シロアリ被害を受けた部材の交換工事も対象外です。
25	「住まいの健康診断」で指摘された事項の補修	×	「住まいの健康診断」で指摘された劣化や不具合の解消を目的とした工事は、現状復旧であり、対象外となります。
26	浄化槽の設置 （附属する配管工事を含む）	×	浄化槽の設置に関する工事は、対象外となります。 市町村で別途助成されている場合もありますので、当該市町村へ一度ご確認ください。
27	カーテン、ブラインド、カーペットの設置	×	対象外となります。
28	・敷地の舗装工事 ・側溝の新設や補修工事 ・植栽や生け垣の設置	×	対象外となります。 ただし、駐車場整備に伴う舗装工事などの「性能等向上改修工事」と関連して行う工事の場合は、補助対象となる場合がありますので、その場合は事前相談をお願いします。 ⇒詳細は、15 ページの「問 6-5」をご覧ください。